

書面添付書き方教室を開催しました！

平成27年6月12日 於：東京都心会研修センター

これから書面添付をはじめめる会員および職員向けの「書面添付書き方教室」が開催され、**11名**の参加がありました。

平成26年度は、8月11日、12月11日、2月13日、4月10日、6月12日の計5回開催されました。



日時：6月12日 10:00~12:00

講師：書面添付推進委員会 委員長 重田 正人

- 内容：1. 税理士法第33条の2の添付書面の具体的な書き方
2. 記載事例の紹介
3. 書面添付実践に関する質疑応答



書面添付制度とは、税理士法第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面）を言い、税理士法第1条における独立した公正な立場において納税義務の適正な実現を図るという税理士の公共的使命を実務面で具現化した制度です。



財務省の「平成25事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」によると、税理士法33条の2に規定する書面の添付割合（法人税）は8.1%となっています。平成25事務年度の法人税申告の税理士関与件数は約244万件で、書面添付件数はその8.1%ですから約19万8千件。TKC会員の同時期の法人税書面添付件数は10万6千件で、全体の54%を占めています。